新規漁業就業者への支援

しまねの漁業を体験する（公益財団法人　ふるさと島根定住財団）

体験する

1．ＵＩターンしまね産業体験事業
県外在住者が県内受入先で水産業等の体験を行う場合に、滞在経費の一部を助成
〈対 象 者〉県外在住のＵＩターン希望者
〈助成期間〉３か月以上１年以内
〈助 成 額〉体験者助成金　　12 万円/月（子連れの場合上乗せ助成あり）

お問い合わせ先：公益財団法人　ふるさと島根定住財団　TEL　0852-28-0690　FAX　0852-28-0692

漁業の研修を受ける(国・県)

研修を受ける

1．新規漁業就業者総合支援事業【雇用型】（国）
〈対 象 者〉漁業の未経験者で研修終了後、研修先に就業する前提で研修する方
〈研修期間〉１年以内
〈対象経費〉指導謝金※

2．新規漁業就業者総合支援事業【独立型】（国）
〈対 象 者〉漁業の未経験者で研修終了後、独立を目指す前提で研修する方
〈研修期間〉３年以内
〈対象経費〉指導謝金※

3．新規自営漁業者育成事業【独立型】（県）
自営漁業を目指して、漁業の専門的知識、基本的漁労技術を習得する研修
〈対 象 者〉漁業の未経験者で研修開始時の年齢が 55 歳未満の方
〈研修期間〉２年以内
〈対象経費〉指導謝金、教材費等

4．就業型技術習得研修事業【雇用型・独立型】（県）
定置網漁業等の経営体に雇用されながら、釣り等の独立型漁業の技術を習得する研修
〈対 象 者〉漁業の未経験者で県外在住の UI ターン希望者
〈研修期間〉２年以内
〈対象経費〉指導謝金※、教材費等

※研修生との関係が３親等以内の親族が経営する機関は対象としない

お問い合わせ先：
１・２・3については　漁業協同組合 JF しまね　TEL 0852-21-0001　FAX 0852-27-6130
　　　　　　　　　　海士町漁業協同組合　TEL 08514-2-1333　FAX 08514-2-1710
4については　島根県農林水産部水産課　TEL 0852-22-6293　FAX 0852-22-5929

新規就業者の自立・定着のための支援(市町村)

自立する

1．新規自営漁業者定着支援資金（市町村）
新規自営漁業者の生活資金を無利子で貸与（返還免除あり）
〈対 象 者〉新規自営漁業者育成事業による漁業研修を１年以上受講し、研修終了時の年齢が 50 歳未満の漁業者
〈期　　間〉１年以内
〈貸付金額〉15 万円/月以内（親と同居等の場合は 10 万円/月以内）
〈返還免除〉５年間専業で自営漁業に従事
（その他融資制度あり）

お問い合わせ先：各市町村新規漁業就業者担当窓口
島根県農林水産部水産課　TEL 0852-22-6293　FAX 0852-22-5929